

議 事 録

| | |
|-----------|--|
| 会 議 の 名 称 | 第2回 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和2年5月22日(金) 午後7時00分～ |
| 開 催 場 所 | 羽村市役所4階 特別会議室 |
| 会 長 氏 名 | 川村孝俊 |
| 出席者(委員)氏名 | 川津紘順、横内正利、中村正人、林田香子、田畑正彦、 浅野光男、鈴木誠、河野要人、菱田和子、鈴木雄生、宇佐美宏美、 池田和生、清水貞秀、宇坪俊弥 |
| 欠席者(委員)氏名 | なし |
| 事 務 局 | 福祉健康部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉係長、 介護予防・地域支援係長、介護保険係長、介護認定係長、 高齢福祉係主事、介護予防・地域支援係主任、策定支援業者2名 |
| 議 事 | <ol style="list-style-type: none"> 1 審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて 2 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議日程(案) 3 第1回会議に関する補足説明について (羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定の方針) 4 第1回会議に関する質問事項への回答について 5 第8期計画策定に向けた高齢者・介護保険施策の動向について (情報提供) 6 羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施結果について 7 その他 |
| 傍 聴 者 | なし |
| 会 議 資 料 | <p><配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 資料1…審議会委員名簿 資料2…審議会条例 資料3…傍聴の定め 資料4…審議会等の会議録などに関する基準 資料8…羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定の方針 資料10…羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議日程(案) 資料11…第1回会議に関する質問事項への回答 資料12…基本指針について 資料13…新たな高齢社会対策大綱の概要(平成30年2月16日閣議決定) 資料14…羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書(案) |

議 事 録

| 発 言 者 | 議題・発言内容及び決定事項 |
|-------|--|
| 事務局 | <p>ただ今より第2回羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議会を開催させていただきたいと存じます。</p> <p>本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と致しまして、皆様にはマスクのご着用をお願いしたところ、ご協力ありがとうございました。また、こちらの会場におきましては、換気のために窓を開けさせていただいております。</p> <p>それでは、まず初めに資料について事務局より説明させていただきます。</p> |
| 事務局 | (資料説明) |
| 事務局 | <p>次第に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>次第2の「委員及び職員」の紹介です。</p> <p>第1回審議会が新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に書面会議とさせていただいたこともありますので、改めまして委員の皆様と職員を紹介させていただきたいと思っております。</p> |
| 事務局 | (委員紹介) |
| | (職員・事務局紹介) |
| 事務局 | 次に次第の3項目の、「審議会の所掌事項」を説明させていただきます。 |
| 事務局 | (説明) |
| 事務局 | <p>ただ今の説明につきまして何かご質問はありますでしょうか？</p> <p>それでは続きまして、次第の4項目「会長及び副会長の選出」です。審議会条例第5条の規定によりまして、会長及び副会長を置くとなっております</p> <p>選出の方法は委員の互選によって定めることとなっておりますので委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず会長に、どなたかご推薦などございませんでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>私の方から推薦させていただきます。</p> <p>この審議会の経験も豊富ですし、福祉の全体的な知識や経験も豊富な川村委員が適任だと思います。従いまして推薦させていただきます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ありがとうございます。ただ今、川村委員を会長にというご意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 事務局 | <p>「ご異議なし」ということですので、会長は川村委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>続きまして副会長はいかがいたしましょうか。</p> |
| 委員 | <p>福祉の専門家でいらして、経験豊かな社会福祉協議会の川津委員を推薦させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>ただ今、川津委員を副会長にとご意見を頂戴いたしましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 事務局 | <p>「ご異議なし」ということですので、副会長は川津委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、会長・副会長に改めまして就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>改めまして、会長ということでご指名をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、日頃成年後見人として活動しておりますけれども、コロナ騒ぎで、被後見人との面会が出来ず悩んでいます。皆様もお仕事、地域の活動の中でもご苦労されていらっしゃると思います。その苦労や工夫等々を出し合っていて、この時期ならではの、計画に生かせる事があると思いますので、どしどしご意見をいただいて、実のある計画にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>次に、副会長、よろしく願いいたします。</p> |
| 副会長 | <p>皆様こんばんは。副会長に推薦いただきました。</p> <p>社会福祉協議会で色々勉強させていただいております。去年までは介護事業については、うちの息子が専門で他市でやっておりまして、今日運よく家にいまして、「お父さん、ちゃんと自分で勉強しながらやらないとダメだよ」と注意されて来ました。よろしく願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。それではここからの進行は会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>それでは議事を進めて参りたいと思います。 「(1) 審議会の傍聴及び議事録の取り扱いについて」について事務局よりお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>「羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」の説明 ・ 審議会は原則公開とする。 ・ 傍聴人の定員は5人とする。 ・ 記録方法は要点記述とする。 ・ 発言者の氏名は役名とするなど</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました、傍聴の定めと会議録の作成・公表に関してご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。 それでは事務局の説明の通りに受付をさせていただきたいと思えます。事務局にお伺い致します。本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>いらっしゃいません。</p> |
| <p>会長</p> | <p>本日の傍聴希望はいらっしゃらないということで、次に行かせていただきたいと思えます。 続きまして「(2) 羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画審議日程(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明について皆様いかがでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>12月18日(金)に社協の評議委員会が入っております。もしできれば他の日に変更していただけたら有難いと思えます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局いかがですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>では、調整させていただきまして、改めて日程の方はお示しさせていただけたらと思えます。よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にご意見ございますでしょうか。無いようでしたので、第7回目は</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>要調整ということで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>量的にも多い計画ですが、タイトな日程になります、皆様ご都合を合わせていただければ幸いです。</p> <p>それでは次に行かせていただきます。第1回会議に関する補足説明についてです。第1回は書面での会議でしたので、事務局から補足説明をお願いいたします。</p> <p>第1回の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面での会議させていただきましたので、改めて計画の策定方針につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>資料8をご覧ください。まず1項目めです。計画策定の背景ですが、羽村市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして策定しております。今年度で現行第7期の計画が計画期間満了となりますことから国や東京都の動向を踏まえまして、実施状況や効果を検証した上で羽村市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進していくため令和3年度から始まります次期計画を策定してまいります。</p> <p>次に2項目め、計画の位置づけです。1点目の上位計画を及び関係計画との総合性では、本計画が羽村市の最上位計画であります、羽村市長期総合計画の下位計画として、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めております、羽村市地域福祉計画、この部門別計画の1つであることをお示しさせていただきます。この体系に基づきまして他の福祉・医療に関する計画との整合性を図りながら取りまとめまいります。</p> <p>2点目、法的根拠ですが、2ページ目をお開きください。高齢者福祉計画と介護保険事業計画それぞれの公的な位置づけといたしまして、老人福祉法と介護保険法を示させていただきます。この法的根拠に基づきまして策定作業に取り組んでまいります。特に介護保険事業計画につきましては、7月ごろになると思われそうですが、国から示されます市町村保険介護事業計画の円滑な実施を確保するための基本的な指針、こちらに促して策定する必要がありますので、議事の5点目で現在示されている情報をご説明させていただきたいと存じます。</p> <p>3点目、計画の名称につきましては、次期計画につきましてもこれまで同様に高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に推進していくため引き続き、「羽村市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」といたします。</p> <p>4点目、計画対象期間につきましては、令和3年度から5年度までの3年間といたします。</p> <p>次に3項目め、各種調査の実施についてですが、本計画策定にあたり</p> |
|-----|---|

| | |
|------------|---|
| | <p>まして、基礎調査といたしまして「介護予防日常生活圏ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」の2本を実施しております。こちらにつきましては議事の6点目で結果をお示しさせていただきます。</p> <p>3ページをご覧ください。4項目めの計画策定スケジュールにつきましては、先ほど議事の2点目でご決定された通りに進めてまいりたいと存じます。</p> <p>4、5ページ目をお開きください。こちら5項目め計画の骨子についてですが、継続的に高齢者福祉施策を推進していくための計画でありますので、基本的には現在の第7期計画を継承する形を考えております。</p> <p>最後6ページ目には参考といたしまして、これまでの主な高齢者分野計画の流れと今後の見通しを掲載しております。説明は以上です。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。今ご説明いただきましたが、ご意見ご質問ございますでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>新型コロナウイルスの流行が大きな影響を与えていると思うのですが、すぐには収束しないと思いますし、基本計画にもかなり影響を及ぼす気がします。それについて、影響を踏まえて考えていくという事がいいたと思います。</p> |
| <p>会長</p> | <p>ご質問ありがとうございます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>新型コロナウイルスの関係もございますので、その辺も踏まえながら考える必要があると思います。ただ新型コロナウイルスの今後の見通しがなかなか立たない状況もありますので、基本的には第7期計画を継承しながら、夏に国から示されます基本指針を注視しながら、また全国的にこの計画策定に取り組んで参りますので、国や支援する東京都からの情報が出てくると思いますので、そういった情報を注視しながら策定作業を進めて参りたいと考えております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>恐らく委員からご質問があった事は本当に気にしていらっしゃると思います。今回の2月の厚労省の指針では新型コロナウイルスの事は出てきておりませんので、恐らく国や都から色々な情報が入ってくると思います。またそれと同時に委員が日頃、仕事や地域の活動で困った事、あるいは工夫していらっしゃることでこの計画に盛り込んでいくことが大事なのではと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>(3)まで終わりました。休憩はもう1項目終えてからでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第1回会議についての質問事項です。書面会議でいくつか</p> |

質問があったようなので、事務局の方から回答いたします。

事務局

書面会議とさせていただきました第1回審議会に関しまして、委員の方々よりご質問をいただいておりますので、その回答をさせていただきたいと思っております。

資料11をご覧ください。まず資料5「介護保険制度計画これまでの動向と今後の方向等」に関しまして、この資料についてですが厚生労働省作成の資料に基づき羽村市が取りまとめた物とご理解された上で第7期、第8期に関する内容について3点のご質問をいただきました。

1点目、第7期計画検討時においては、2025年を見据えて計画が取りまとめたと理解しているが、今回配布資料では計画策定の土台ともいえる2025年問題が明確に示されていないと感じられる。2025年度問題を意識させる取りまとめの方がいいのではないかと。

2点目、第8期の資料を見ると2040年いわゆる団塊ジュニアを意識させる内容となっているが、今回の審議会では2025年問題だけでなく、2040年まで見通した議論とすれば課題が広がりすぎではないかと。

こちら2点につきまして関連がありますので、合わせてお答えさせていただきます。

羽村市高齢者福祉計画及び羽村市介護保険事業計画は国が示します、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施するための基本的な指針」、いわゆる「基本指針」を主なガイドラインといたしまして作成しております。資料5につきましては、現在、国の方で取り組んでおります、「基本指針」策定作業に関する情報を参考にさせていただき情報提供させていただきました。この中で人口動態と介護需要の捉え方につきましては、現行第7期計画では団塊世代が75歳以上となる、2025年に向けて「高齢化の進展により介護需要は増大を続ける、といった前提のもと介護サービスを確保しなければならない」という考えでありました。

しかし、第8期計画では2025年から団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、高齢化のスピードは鈍化し、介護需要が「増大し続ける地域(都心部)」、「減少していく地域」、また「しばらくは増大していくけれども、ある時期から減少に転じていく」という山なりの地域、というように「地域ごとの人口動態に応じて介護需要が異なってくる」とされ、近い将来で見ると介護サービスを整備し続けなければならないが、そのままでは遠い将来に余剰が生じてしまう、といった可能性があるため、地域傾向を把握する必要があるとされております。このため、8期計画では2025年、2040年に向けて推計人口から導き出される介護需要を踏まえ、中・長期的な視野に立ち、2025年、及び2040年を見据えた中での第8期計画の位置づけを明らかにしたうえで、計画期間であります令和3年度から5年度において、必要な内容を検討することとされております。

次に3点目、8期の介護保険制度の議論において、要介護1、2の生

活援助サービスを自治体に移行との考えが示されているようだが、通常ならここに掲げられた制度改正は第7期中に実施され、具体的な事業開始は第8期後半から9期になると思われる。第7期に実施された要支援1, 2の自治体の評価がなされていない状況の中で第8期審議会のテーマにするとするならば、かなり無理があると感じる。

こちらについてですが、要介護1, 2の生活援助サービス、自治体移行につきましては、持続可能な介護保険制度の構築といたしまして、給付と負担の見直し、こちらの一つとして議論されておりましたが、その後の取りまとめの中では見送りとなっております。

この他に資料の3, 4ページ、1. 介護保険制度の流れにあります、西暦の表示に誤りがありましたので、こちらをご指摘いただきましたので、先日差し替えをさせていただきました。

次の質問です。裏面をご覧ください。資料5「介護保険制度・計画、これまでの傾向と今後の方向性等」についてご質問をいただいております。

15ページの1、「自立支援・重度化防止にむけた保険者機能の強化等の取組の推進」において、令和元年度羽村市のインセンティブ交付金の状況、評価点数、取組の実施状況について公表できるものはあるか。

こちらについてですが、高齢者の自立支援・重度化防止等にむけた市町村の取組や、都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるようPDCAサイクルによる取組を制度化し、自治体への財政的インセンティブを付与する制度として創設されました、「保険者機能強化推進交付金」が「インセンティブ交付金」をいわれているものです。

こちら令和元年度の保険者機能強化推進交付金の状況についてですが、国の予算額200億円のうち市町村分が190億円で、都内自治体への交付決定額約18億円のうち、羽村市は725万4000円でございます。評価につきましては、「PDCAサイクルの活用による、保険者機能の強化にむけた体制等の構築」、「地域包括支援センター、地域ケア会議」、「在宅医療・介護連携」等、10項目76件の評価指標により行い、692点間満点の所、現状羽村市は471点でございます。尚、現時点の点数でありまして今後確定となりますので、多少点数が変わると思われまます。主な取り組みの状況につきましては、「認知症サポーター養成講座」、「住民主体の通いの場の立ち上げ支援事業」などを実施しております。

これ以外にも現行の第7期計画の個別事業の進捗状況に関する質問を5点頂いております。こちらにつきましては、次回の審議事項となりますので、その中で説明させていただけたらと思っております。説明は以上となります。

会長

ありがとうございました。質問をしていただいた委員の方よろしいでしょうか。

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>私の質問に対して回答していただいたこの内容を全く理解できないわけではないです。ただ、先ほどの説明の中でも第7期の計画をある程度踏襲するような話もありました通り、第7期での2025年問題への対応というのは、今回の第8期の議論の中でも最重要課題になると思います。ましてや、2025年以降高齢者の減少的な数値が出てくるとなると、取りまとめの中で非常に混乱を起こすと思います。</p> <p>それと、今の政府の法律改正の動き、実際に法律改正したかどうかまでは把握しておりませんが、閣議決定している中に高齢者雇用安定法の改正、企業を中心に70歳までの雇用の努力義務というのを出しているはずですが、結果はどうなったかはわかりません。</p> <p>また、年金法の改正の中で、要は70歳まで働け、という動きになっています。まさしく2025年、団塊の世代全員が75歳以上になる、そこに向けての取り組みが今政府としてもどんどん進めているという流れですので、私は8期の計画はそれを中心に議論すべきだと考えております。以上です。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。今のご意見について事務局から何かございませんか。</p> |
| 事務局 | <p>今回の質問に関しては基本指針の中で国の方が示している中の情報を答えさせていただきました。</p> <p>基本指針の中でも地域によって、状況は今後異なってくるといわれております。羽村市におきましても人口減少、少子高齢化が進んでおりまして、色々な施策を展開してなんとか留めていこう。若い人を増やして、高齢者を支えていく所をやらないといけない、2025年問題もあって、様々な計画で取り組みを進めております。</p> <p>そういった所も踏まえまして委員が言われるように地域の実情もあると思いますので、国の示す基本指針に則りながら、地域の実情というところで2025年、2040年も見据えますが、次の計画期間で何が必要なのかは検討しなければいけないと思いますので、ご審議いただけたらと思います。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>計画は3年の計画ですが、先を見据えて作っていかないと、3年で済む話では全然ないので、そういう意味では、国の基本指針は基本指針で出させていながらも、羽村の実態は皆様一番ご存じだと思いますので、事あるごとにご意見いただけたらと思います。ありがとうございます。次の質問についてはどうでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今回質問させていただきましたのは、インセンティブ交付金について、国は公表ということでしたが、実際は公表しなかったのが、直接行</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>政の方に点数などをお聞きする形になりました。</p> <p>都内でトップはインターネットの情報ですが、597点で練馬区ということでした。大田区でも515点で23区の間くらいという情報がありました。今後、行政の方と一緒にやることがあるのかもしれないと思って点数をお聞きした次第です。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議事が(4)まで進みました。ここで、少し休憩をしたいと思います。</p> <p><休憩></p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして「(5)第8期計画策定に向けた高齢者・介護保険施策の動向について」事務局からお願いしたいと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>私の方からは皆様のお手元にあります、資料12及び資料13について説明致します。本日配布されている資料の中では少し分かりにくい国の資料となりますので、少しお時間をいただきましてご説明させていただきたいと思います。</p> <p>今回改定いたします高齢者福祉計画及び介護保険事業計画はそれぞれに法的本拠が異なる計画になります。高齢者福祉計画については老人福祉法、介護保険事業計画については介護保険法、介護保険法は3年に1回改訂を行いますので、それに基づき今回この7期から8期の改定の作業が全国的に行われるということになっております。皆様にお渡ししております2種類の資料はいずれも両計画の根拠、或いはそれを考えて上での国の考え方がお示ししている資料になります。</p> <p>資料の内容に入ります前に国の方がどのようなスケジュール間で動いているかをご説明させていただきます。資料12 基本指針についての中で「現状と課題」の中見出しの中で、国のスケジュール表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。こちらは先ほど会長の方からも少しお話がありました、年度末前に行われました国の会議資料となりますので、コロナの前の予定ということになっております。基本的には表が3分割されておりまして、右から国、都道府県、市区町村という流れになっております。その都度、国から大きなものが示されて、それを東京都がそしゃくし、実態を把握している市区町村に下ろしていくというピラミッド式になっております。ただ、現時点で国の年度末の介護保険制度の見直しはコロナの影響ではなく、既に審議の方が遅れている状況でした。そして今回コロナがあり、年度末の国の会議も書面開催で実際の会議は行われていない状況です。大体作業感で申しますとひと月、ふた月くらい遅れている状況があります。それについてはイレギュラーな動きですので、このスケジュールでどのような動いていくかをお示ししたいと思います。</p> |

先ほど事務局からお話もありました夏ごろです。令和2年の7月頃、国の表の部分に「課長会議（基本指針案の提示）」が書かれているかと思えます。この基本指針というのが、介護保険事業計画の目次に相当するものです。これを踏まえて介護保険法が衆参両議院で改正されるという動きになってまいります。つまり介護保険事業計画を回していく上での大きなスタートはもう少し先ということになります。その介護保険に関する基本指針を踏まえまして、都道府県、市区町村が年末の報酬改定までの間に介護保険料、所得段階、総合事業といった法的に全国一律で義務付けられているサービスについて、検討・議論を行っていくように、ということになっております。

この辺りのスケジュール感は例年通りとなっております。

その中で皆様にお示しさせていただいております資料12につきましては、令和元年度末の時点で国が示しました基本指針の概要となっております。従ってざっくりばらんに書かれているものになります。これに付随する資料をもう少し細かいものもありますが、そちらは非常に事務的な書類ですので割愛させていただいております。

この資料の中には第7期の時はどうだったと書かれていますが、基本指針案については、この資料でいいますと6ページ目、資料12の最後の所になります。「第8期計画において記載を充実する事項（案）」です。大きく5つの項目になります。

「1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備」は、人材確保の話になります。「2 地域共生社会の実現」は、地方創生以来、各省庁で実施をしている1億総活躍の話です。「3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）」は、総合事業に相当するものがメインになっております

「4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」は、居住の確保についてです。

「5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」は、国ではオレンジプランというものが存在しております。それに基づくような動きについてです。

「6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」は、先ほど回答の方がありましたインセンティブの話はこの6項目めに相当してきます。一般自治体、保険者と言われる自治体が関係してくるのは、この6項目めになります。一般の皆様には議論ではなく事務的なものになっております。この6つの項目について、国の介護保険部会において、審議が継続し、本来であればこの5月か6月に基本指針案が了承され全国課長会と呼ばれる、全国政令市などの課長が招集される場において、基本指針が告示され、合わせて介護保険法の骨子も示されてくるというスケジュールがこの後の2、3カ月で予定されておりますが、現時点ではその辺りの動きがコロナの影響で見えていない状況です。従いまして、恐らく次回皆様にお会いする際にはこの基本

指針がより具体的に、ほぼ確定としてお示しされて来ていると思いますので、それに基づいて今回第8期計画の介護保険事業計画の骨子建てがこのようにしていきたいという議論ができると思います。

一方資料13ですが、今は介護保険事業計画のお話を申し上げました。もう一方の高齢者福祉計画というのは、法的根拠自体は老人福祉法という法律がありますが、実態としましては全国自治体で基本的に内容については自由に定めることができます。各市町村の取組をまとめている部分になりますので、ほかの自治体がやっていないことが書いてあったり、独自性の強い計画になってきます。

ただ、フリーハンドでやっていいという訳ではありませんので、高齢者福祉計画を策定する前までには、閣議決定、策定自体は平成29年度と古いものになりますが、我が国における高齢者施策の大きな方向性、1番上のものになります「高齢社会対策大綱」というものがありまして、それが平成29年度、平成30年2月16日に閣議決定されておりました、それを踏まえまして概ね高齢者福祉施策の方向性を見ていくということになってくると思います。この中には「第1 目的及び基本的考え方」の「2 基本的考え方」の中に「エイジレス社会」と書かれている文章があるかと思います。先ほど委員からお話しがあったような、年齢に対してのお考えとか、厚労省も「エイジレス」と年齢を見ない、考えない、何歳になってもその方が活躍できる社会をつくる。

まさに1億総活躍の考え方が色濃く反映されたものになっています。エイジレス社会、誰もが活躍できる環境づくり、働きたい方がいれば、働ける環境を、地域活動に参加するのであれば、しやすい環境をとということで、この「社会対策大綱」の中では1番目新しい言葉になっております。一つのキーワードとお考えいただけたらと思います。従って、今回の第8期の中では社会参加、就労から地域参加から色々なものが含まれますが、そこが一つ大きなポイントになってくると思います。

また、「第2 分野別の基本的施策（主な施策）」の中では、「1 就業・所得」から「6 全ての世代活躍推進」まで大きく6項目あります。この大綱自体は、上は100万人都市から、下は数百人の自治体まで全てを網羅するものになりますので、羽村市においてできるもの、できないものがございます。すべてを実施しなくてはいけないわけではなく、あくまで国の目標ですので、全てを羽村市でやっていかななくてはいけないというものではございません。今回も高齢者福祉計画の改定の際に参考にしていく、国の施策を確認していくためのものになるかと思います。

また、国の方では次のページにありますとおり数値目標ということで、国全体の目標、合算の目標を掲げております。その目標を推進するためには、実働部隊である自治体に対して協力の依頼や、福祉人材の確保に関して推計論の算出等、細かい要求が下りてまいります。あくまで自治体が第一優先ですので、先ほど会長からもお話がありました地域の実態・実情に即して数字をお出ししていくという形になってくると思

います。

介護保険事業計画においても、このような数値目標を提示していくことになると思います。その際はこのような話があったことを頭の隅に止めておいていただければと思います。

改めてになりますが、国で現在審議中の内容となります。夏以降になりますと、より細かな確定した情報が出てまいりますので、その都度皆様にご説明させていただき、本計画、羽村市ではこのように定めますという形の説明をさせていただくと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。今のご説明いただいた中でご質問ございましたでしょうか。

委員

これから基本指針が出されるということでしたが、第8期介護保険事業計画を作り上げていく中でお願いがあります。

介護保険制度は、この資料の2ページにあるようにサービス見込量を毎回見込んで財源を確保していますが、実際供給について、同じ社会保険で医療保険だと現物給付なので医師の利用整数を目標にしたり、病床数と計画など現物の計画を立てますが、そこまで介護保険はきちんといかないのですが、是非その辺りの所について、自己紹介の際に委員からもありましたが、介護事業所の実際の今の声を聞いて計画策定に反映していただきたいと思います。

前回の資料9で総括表が第6、7、8期の各サービスの計画地と実績値と出ています。訪問介護の所ですが、平成29年度から総合事業が入って、平成30年度から完全実施ということで、計画値としては平成28年度がピークで徐々に減っていくということですが、実際には平成25年度がピークで、平成26年度から減ってきています。

その時点で人材不足と言われていますが、ヘルパーの人材がいない、供給が追いつかないという状況で、見込み量ではもっと増えるはずだったのが、供給が追いついて来ないという状況が現れていると思います。新型コロナウイルスの関係でデイサービスが使えなくなったら、ケアマネジャー、訪問介護とかで暮らしを守ってほしいと言いますが、実際ヘルパーはほとんど人材がなくて、今まで支援してきた人の穴が開かないようにすることだけで精一杯で、新規はとれない状況です。知り合いの方で15年前にヘルパー事業所の所長をやっていた方が、15年経って大腿骨の骨折をして入院していたけど、退院したので自分が所長をやっていたヘルパー事業所に頼んだけど、支援ができないと言われたそうです。

ヘルパーの需給を見込んでも、それに合う供給基盤がなければ、お金が余るだけということがありますので、是非、介護事業所の現場の声を聞き取ることを、第8期介護保険事業計画のサービスを見込むときには

| | |
|------------|---|
| <p>会長</p> | <p>反映させていただきたいというお願いです。</p> <p>ありがとうございます。もちろん、この審議会の場の中で今の様な形で色々なご意見を出していただきたいと思います。</p> <p>それ以外の所でも、介護保険の事業所については、事業所同士の集まりがあったり、市となんらかの形で接点があると思います。そういう所でも、どんどんご意見を出していただきたいと思います。市の方では、そういうご意見を汲み上げる形で計画に反映をさせていただきたいと思います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今、現場の声ということで、どういう形で聞くのが良いのかというのはあるかもしれませんが、現場との会議体がございます。また、広域連携で、西多摩地域の介護保険担当の集まり等もありますので、そういった場では適宜現場の声を聞きながら、この計画の中に落とし込んでいきたいと考えております。</p> |
| <p>会長</p> | <p>他にご質問・ご意見等いかがでしょうか。</p> <p>よろしいようなので、(5)は終わりました、次に「(6)羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査の実施結果について」ということで、事務局からお願いいたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>資料 14 についてご報告申し上げます。1点最初に申し上げます。この報告書につきましては、この報告書で完結するものではありません。国が定めております、あるいは示しているツールを通しまして、更に機械的に細かく分析を行うものでございます。本日お渡ししておりますのは、Yes or No の部分について、3年前との比較を、委員の皆様にお示しをさせていただいたものでございます。報告書につきましては、体裁と修正を行いまして、最終的なものは、また皆様にお渡ししますので、本日はその点ご了承いただければと思います。</p> <p>初めての委員の皆様もいらっしゃるかと思います。アンケートについてご説明を申し上げます。</p> <p>報告書の初めのページ、調査の概要をお開きください。このアンケートは2種類「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」から構成されております。いずれも国から調査票のひな型が示されるものになりまして、原則的には全国一律で同じ調査を実施されているものでございます。なぜ同じものが実施されているかというのは、追ってご説明したいと思います。</p> <p>従いまして、第5期、第6期、第7期とずっと同じ設問を聞いてきているということになりますので、いわゆる市民満足度調査のように幅広くご意見を伺うというよりは、ご覧いただくように少し機械的な質問が多いです。15分歩けますか、タバコ吸っていますか、飲酒していますか</p> |

か等の設問が多くなっております。

そういった中で、今回国より追加をという設問もあります。その点については報告をさせていただきたいと思っております。報告書の59ページをお開きください。実際に使用しました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査票がございます。

66ページ大問5の問1⑤「地域の介護予防・健康体操の集まり」という選択肢がございます。これにつきましては、介護予防事業等の推進方策に対する検討を行う為、社会参加の状況を幅広く確認することを目的として追加する、ということで、従来7個だった設問に⑤が挟まったような形となっております。

また2点目、69ページ大問8「認知症にかかる相談窓口について」問1、問2のいずれも、今回追加という形になっております。先ほど国の指針でもこの認知症のお話があったことはお記憶あるかと思っております。それを踏まえまして、認知症の相談窓口について国の方から数値目標を設置しております。それとの兼ね合いもございまして、その達成状況を国が管理・把握するために、この調査票にこの様な設問を設定させたというところでございます。

従いましてこの回答結果は都道府県、そこを通じて国の方に集計が上がっていくと見込まれております。基本的には国の意図で設問が校正されております。ただし自治体の皆様それぞれに独自設問と形で、設問も設定可能とされております。

今回の調査票で申し上げますと、69ページの大問9以降「医療・介護の連携について」、大問10「生活支援について」、大問11「社会参加について」、大問12「住まいについて」、72ページまでの設問に関しましては、羽村市が独自に設置をしているものでございます。今申し上げた部分は全国一律ではなくて、羽村市が独自に設定をした設問になります。ですので、報告書等におきましても、この設問におきましては、皆様ご確認をいただければと思っております。

73ページからの「在宅介護実態調査」の調査票につきましても、在宅離職を防ぐため、あるいは在宅介護の実態を把握するためという目的で、3年前の第7期から実施をされている調査になります。この調査につきましては、原則国の方から設定されている設問で独自の設問はございません。以上がこの調査票の簡単な違いになります。

この調査票につきましては、冒頭申しました通り、日常生活圏域ニーズ調査につきましては、国が運用します「見える化システム」の中に、この回答結果を数値として落とし込むという予定がございます。現在作業中になります。「見える化システム」という名前の通り、本来数値で隠れてしまっているものをグラフで視覚的に分かりやすくする厚労省のシステムです。

このシステムにつきましては、一般の皆様も委員の皆様も「見える化システム」と検索していただければ、内容を確認していただくことがで

きます。今全国の自治体を調査いたしまして、登録の作業中ですので、西多摩地域であったり、東京都全体の状況の比較はまだできませんが、いずれ全ての登録が終わりますと羽村市の結果がどうであるか、合わせて近隣の自治体、青梅、八王子等の比較はどうであるか、そういった所が細かく見えるようになってまいります。現在その作業中ということでご承知おきいただきたいと思います。

また、在宅介護実態調査におきましても、国が示しておりますソフトがございまして、そこにこの回答結果を通すことで、より詳細な分析が可能になります。こちらについても現在実施中という所になっております。

今回お配りしておりますアンケートの集計結果につきましては、今後も施策の検討、次回以降進捗状況の確認、過去の振り返り等出てまいります。第8期に向けて新しいことを考えていく段階になってまいります。この報告書をバージョンアップし、また国の「見える化システム」を通した調査分析結果がシステム上で間に合えば、改めて皆様にご報告させていただいて、議論の資料、皆様と知識共有という所で活用させていただきたいと思っておりますので、今後もこの報告については継続した資料が出てくるとご承知おきください。

また、このアンケート調査の中で皆様に今ご覧いただいているのは、各設問に対する、シングルアンサー (Yes or No) をそれぞれ単純に出していただいているものですが、クロス集計といひまして、設問同士を掛け合わせるという手法も行う予定でございます。実際既に行ってはおります。前回3年前も委員より、地区毎の状況、例示させていただきますと報告書の2、3ページをご覧いただけますでしょうか。例えば、全ての設問に対して、問2の居住地区ごとをクロス集計します。そうしますと各設問の居住地区ごとの回答状況がわかってまいります。

3年前も、そういった要望を会議体でいただきまして、委員の皆様にお示しさせていただきました。それ以外の設問同士も、これとこれ、これと全部といった事も可能でございます。我々も自主的に行いますが、委員の皆様からもご興味がある点がございましたら、ご意見をいただければ早急に資料としまして整えさせていただきたいと思っております。

時間の都合ございまして、個別の調査結果につきましてはご報告いたしません。今申し上げました調査の趣旨、羽村市独自で設定している部分をご確認いただきますと、恐らくもう少し知りたいと思う所があると思っております。それを遠慮なくご発言いただきまして、私どもの方で事務局の方へ資料提供させていただくということになっておりますので、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。このアンケート結果から取りまとめることになりますが、皆様の方から、ご意見いただければと思っております。また随時気が付いた時点でご意見いただいても構いません。

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>はい、委員お願いします。</p> <p>質問ですが、①ニーズ調査について確認ですが、市内 65 歳以上の方は 1 万 4000 人強いて、プラス要支援認定者が加わると、全部で 600 人くらいいるみたいですから、1 万 5000 人くらいの該当者の中で、大体 8% くらいにあたる 1200 人に、統計手法か分かりませんが、それで選んだ 1200 人にアンケートを送り、その解答があったのが約 70% と理解してよろしいですね。</p> <p>2 点目、②実態調査について、要支援認定者と要介護認定者が該当者ですが、それをこの冊子で見ると 2400 人いるようですが、3 年前のこの調査の結果の報告の中に「期間内に認定の更新区分変更申請に伴う認定調査を行った方」と書いてあります。15 ページに書いてあります。それは今年も多分同じだと思いますが、この意味はこの方全員が対象であって、それがあある意味では約 380 名いたと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>下の方は有効回収率が出てこないじゃないですか。有効回収率は非常に大事な項目だと思います。それを出さないで、ずっと従来からやってきているというのは多分回収率を出すような仕組みになっていないと思うので、確認の意味でお聞きしました。</p> |
| 事務局 | <p>まず、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」こちらにつきましては、65 歳以上の市民ということで、第 1 号保険者の皆様です。その中で要支援認定の方も含まれているということです。要介護認定を認定されている方は除かせていただいていることになっております。その中で、大勢の方から取るのがよいですが、無作為抽出の中で 1200 人を抽出させていただいております。長期総合計画の基礎資料の調査においても、このくらいの規模で行っております。それに習った数値となっております。そこに出ささせていただきまして、回答して返信していただいた方の回収率が約 70% ということでございます。</p> <p>2 点目の「在宅介護実態調査」こちらにつきましては、要介護認定申請、更新申請を出してきていただいた方に、その場でアンケートをお願いしましてやらせていただいておりますので、そこでお願いして受けていただいた方全て 380 件が対象になりますので、お願いして、いいよと言われた方が 100% になりますので、単純に有効回収率を出せるものではないものになります。</p> |
| 委員 | <p>分かりました。確認です。</p> |
| 会長 | <p>よろしいでしょうか。委員どうぞ。</p> |
| 委員 | <p>私も分からないので教えて欲しいのですが、2 ページ目の「居住地区</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>を教えてください。」ということで、区分1、2、3とありますが、包括支援センターが3つの地区があるから分かれたとか、または地域の特性があつて分けたのか、分け方を教えてください。</p> |
| 会長 | <p>事務局お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>居住地区につきましては、各地域包括支援センターが担当している地区として分けさせていただいております。</p> |
| 委員 | <p>そうしましたら、過去から考えるとだいぶ包括支援センターの担当地区の変更があつたかと思いますが、具体的に統一していけないということになりますか。以前のデータが使えないこともあるということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃる通り、地域包括センターの担当地区がこの期間で変わっておりますので、単純には使えないということになっております。</p> |
| 事務局 | <p>補足です。今のクロス集計をした際にとということによろしいですよね。</p> |
| 委員 | <p>そうです。今後の課題ということなので。</p> |
| 事務局 | <p>全体的としては使えるのですが、クロス集計で区分1や2にした際に、ずれが出てしまうということです。</p> |
| 会長 | <p>他にはございますか。よろしいでしょうか。 次回以降色々な形で調査結果が出てくると思いますので、皆様また目を通していただければと思います。 (6)まで終わりました。次に「(7)その他」について事務局お願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>特にありません。</p> |
| 会長 | <p>議事はこれで全て終了いたしました、皆様ご協力ありがとうございました。また、色々な情報が次の会議までに出てくると思います、マスコミの情報を含めて気にしておいていただけると、またご意見出していただけると思います。 議事進行にご協力ありがとうございました。最後事務局にお返しいただきます。お願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>会長ありがとうございました。</p> |

皆様お疲れ様でした。最後「6 事務連絡」でございます。

次回の第3の審議会については、先ほど決定されました通り、7月17日（金）午後7時から、同じ市役所4階特別会議室での開催になりますので、よろしく願いいたします。

また、お配りさせていただいております資料につきましては、この後連番を重複しない形でふってお配りさせていただきます。次回の資料につきましても、事前に配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、第2回審議会を終了とさせていただきたいと思っております。長時間に渡りまして、また夜遅くまでご協いただきましてありがとうございました。

以上